

<タイトル> 佐渡市特定施設待鶴荘の行政処分に関する市長及び待鶴荘施設長コメント

○市長コメント

本日、新潟県知事から佐渡市特定施設待鶴荘の行政処分を受けました。

本処分は、平成 18 年 11 月から、本来サービスを提供する資格を有しない介護員が、サービスを提供できる有資格の介護員がサービスを行ったように装って介護報酬を不正に請求していたことから、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の指定の一部効力停止「新規入居者に対する介護報酬請求停止3か月」と大変重い処分となりました。

この処分期間中は、外部サービスを利用することで、利用者への影響がないよう利用者の処遇を最優先して施設運営を行ってまいります。

また、入所者及び入所者のご家族の皆様にご心配をおかけし、市民の皆様の信頼を裏切る行為を起こしたことを深く反省し、発生に至った経緯について十分な調査を行い、関係職員の処分と今後の再発防止に取り組んでまいります。

○待鶴荘施設長コメント

本処分により、処分期間中に、新たに入所して介護サービスが必要な方、現在、入所中で新たに介護サービスが必要な方へ、施設として介護サービスを提供することができないことになりました。

処分期間中は、外部サービスを利用することで、入所者への影響がないよう施設運営を行ってまいります。

本件について、入所者及び入所者のご家族の皆様にご迷惑とご心配をおかけし、深くお詫び申し上げます。

今後は、施設の体制を見直すとともに、職員の法令遵守についての意識改革を行い、再発防止に取り組んでまいります。また、職場環境の改善に努め、入所者の方が安心して生活していただけるよう、施設運営を行ってまいります。

本件についての問合せ先

佐渡市役所 市民福祉部高齢福祉課

電話(直通)0259-63-3790